

【誤（2021（令和3）年7月28日公表）】

1. 調査の目的

厚生労働省では、無期転換ルールの実施後の有期契約労働者及び契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「無期転換者」という。）に関する就業の実態、契約形態の実態、無期転換ルールを活用状況等を把握することを目的として、労働者に対し、本調査を実施する。

2. 調査の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所において雇用される有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び無期転換ルール以外の方法（事業所の独自制度など）による無期転換者（以下「会社独自の制度等による無期転換者」という。）とする。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業	イ 建設業	ウ 製造業
エ 電気・ガス・熱供給・水道業	オ 情報通信業	カ 運輸業、郵便業
キ 卸売業、小売業	ク 金融業、保険業	ケ 不動産業、物品賃貸業
コ 学術研究、専門・技術サービス業		
サ 宿泊業、飲食サービス業	シ 生活関連サービス業、娯楽業	
ス 教育、学習支援業	セ 医療、福祉	ソ 複合サービス事業
タ サービス業（他に分類されないもの）		

(3) 調査対象者の選定方法

令和2年に実施した「有期労働契約に関する実態調査」（以下「事業所調査」という。）の調査対象事業所のうち回答のあった事業所を産業、事業所規模別に層化し、事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び会社独自の制度等による無期転換者を第2次抽出単位とした層化二段抽出により選定する。

なお、事業所調査の調査対象事業所の選定は無作為抽出により行われたが、①事業所調査で回答のあった事業所のみに労働者調査票を配布すること、②事業所によって行われる調査対象者（有期契約労働者等）の選定については無作為性を担保することができないことから、全体として本調査は有意抽出（任意抽出）調査となる。

3. 調査事項

(1) 個人の属性

ア 性、年齢
イ 最終学歴又は在学の状態
ウ 勤務先の業種
エ 就業形態
オ 契約期間の定めの有無
カ 職種
キ 年間収入
ク 世帯主との続柄
ケ 扶養家族の人数
コ 契約締結時の労働契約の内容、契約期間、契約期間の定めがある理由、更新の有無、更新の上限回数（又は期間）の有無、更新の上限回数（又は期間）を設定する理由及び更新の判断基準の明示の有無並びにそれらの明示方法

(2) 有期契約労働者の就業状況

ア 有期契約労働者となることを選んだ理由
イ 1回あたりの契約期間
ウ 現在の契約更新回数
エ 契約更新回数の上限
オ 通算した勤続年数の上限
カ 通算した契約期間
キ 契約締結時における契約更新の方針に関する説明の内容
ク 直近の契約更新時における契約更新の方針の変更に関する説明の内容
ケ クーリング期間の長さ

【正】

1. 調査の目的

厚生労働省では、無期転換ルールの実施後の有期契約労働者及び契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「無期転換者」という。）に関する就業の実態、契約形態の実態、無期転換ルールを活用状況等を把握することを目的として、労働者に対し、本調査を実施する。

2. 調査の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所において雇用される有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び無期転換ルール以外の方法（事業所の独自制度など）による無期転換者（以下「会社独自の制度等による無期転換者」という。）とする。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業	イ 建設業	ウ 製造業
エ 電気・ガス・熱供給・水道業	オ 情報通信業	カ 運輸業、郵便業
キ 卸売業、小売業	ク 金融業、保険業	ケ 不動産業、物品賃貸業
コ 学術研究、専門・技術サービス業		
サ 宿泊業、飲食サービス業	シ 生活関連サービス業 ^{*1} 、娯楽業	
ス 教育、学習支援業	セ 医療、福祉	ソ 複合サービス事業
タ サービス業（他に分類されないもの） ^{*2}		

(3) 調査対象者の選定方法

令和2年に実施した「有期労働契約に関する実態調査」（以下「事業所調査」という。）の調査対象事業所のうち回答のあった事業所を産業、事業所規模別に層化し、事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び会社独自の制度等による無期転換者を第2次抽出単位とした層化二段抽出により選定する。

なお、事業所調査の調査対象事業所の選定は無作為抽出により行われたが、①事業所調査で回答のあった事業所のみに労働者調査票を配布すること、②事業所によって行われる調査対象者（有期契約労働者等）の選定については無作為性を担保することができないことから、全体として本調査は有意抽出（任意抽出）調査となる。

3. 調査事項

(1) 個人の属性

ア 性、年齢
イ 最終学歴又は在学の状態
ウ 勤務先の業種
エ 就業形態
オ 契約期間の定めの有無
カ 職種
キ 年間収入
ク 世帯主との続柄
ケ 扶養家族の人数
コ 契約締結時の労働契約の内容、契約期間、契約期間の定めがある理由、更新の有無、更新の上限回数（又は期間）の有無、更新の上限回数（又は期間）を設定する理由及び更新の判断基準の明示の有無並びにそれらの明示方法

(2) 有期契約労働者の就業状況

ア 有期契約労働者となることを選んだ理由
イ 1回あたりの契約期間
ウ 現在の契約更新回数
エ 契約更新回数の上限
オ 通算した勤続年数の上限
カ 通算した契約期間
キ 契約締結時における契約更新の方針に関する説明の内容
ク 直近の契約更新時における契約更新の方針の変更に関する説明の内容
ケ クーリング期間の長さ

*1 生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く

*2 外国公務を除く

【誤（2021（令和3）年7月28日公表）】

8. 標本設計

1 母集団について

(1) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用する民営事業所に雇用される有期契約労働者、労働契約法における無期転換ルールにより契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「無期転換ルールによる無期転換者」という。）及び労働契約法における無期転換ルール以外の方法（事業所の独自制度など）により契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「会社独自の制度等による無期転換者」という。）。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業	イ 建設業	ウ 製造業
エ 電気・ガス・熱供給・水道業	オ 情報通信業	カ 運輸業、郵便業
キ 卸売業、小売業	ク 金融業、保険業	ケ 不動産業、物品賃貸業
コ 学術研究、専門・技術サービス業		
サ 宿泊業、飲食サービス業	シ 生活関連サービス業、娯楽業	
ス 教育、学習支援業	セ 医療、福祉	ソ 複合サービス事業
タ サービス業（他に分類されないもの）		

(2) サンプルフレーム

「有期労働契約に関する実態調査」（以下「事業所調査」という。）の対象事業所（事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）における事業所名簿より抽出）のうち回答があった事業所に就業している有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び会社独自の制度等による無期転換者である。

（※）有期契約労働者：約32万9千人
無期転換ルールによる無期転換者：約4万1千人
会社独自の制度等による無期転換者：約1万3千人

2 標本設計について

(1) 抽出方法

事業所調査の調査対象事業所のうち回答のあった事業所を産業（16区分）、事業所規模（5区分）別に層化し、事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している有期契約労働者及び無期転換者を第2次抽出単位とする層化二段抽出を行っている。

(2) 標準誤差、標本数

産業、事業所規模別の各区分において、ある属性を有する労働者の割合を p とおくと、 p の標準誤差は次の算式で計算できるが、これは p を変化させると $p=0.5$ のときに最大となる。その最大となる場合の標準誤差が、有期契約労働者については概ね8.0%以内、無期転換ルールによる無期転換者については概ね9.0%以内、会社独自の制度等による無期転換者については概ね9.0%以内になるように回収率（60%）を考慮して算出した n に基づいた約10000人が標本数。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{1}{N'}\right) p(1-p)}$$

C：標準誤差

M：前述の事業所抽出における母集団事業所数

m：前述の事業所抽出における標本事業所数

N'：事業所調査における労働者数

n：標本労働者数

S：ある属性をもつ労働者の割合の事業所間標準偏差（＝0.3）

p：ある属性を持つ労働者の割合（0.5のときCが最大）

【正】

8. 標本設計

1 母集団について

(1) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用する民営事業所に雇用される有期契約労働者、労働契約法における無期転換ルールにより契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「無期転換ルールによる無期転換者」という。）及び労働契約法における無期転換ルール以外の方法（事業所の独自制度など）により契約期間の定めがある働き方から定めがない働き方に転換した無期契約労働者（以下「会社独自の制度等による無期転換者」という。）。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業	イ 建設業	ウ 製造業
エ 電気・ガス・熱供給・水道業	オ 情報通信業	カ 運輸業、郵便業
キ 卸売業、小売業	ク 金融業、保険業	ケ 不動産業、物品賃貸業
コ 学術研究、専門・技術サービス業		
サ 宿泊業、飲食サービス業	シ 生活関連サービス業 ^{*1} 、娯楽業	
ス 教育、学習支援業	セ 医療、福祉	ソ 複合サービス事業
タ サービス業（他に分類されないもの） ^{*2}		

(2) サンプルフレーム

「有期労働契約に関する実態調査」（以下「事業所調査」という。）の対象事業所（事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）における事業所名簿より抽出）のうち回答があった事業所に就業している有期契約労働者、無期転換ルールによる無期転換者及び会社独自の制度等による無期転換者である。

（※）有期契約労働者：約32万9千人
無期転換ルールによる無期転換者：約4万1千人
会社独自の制度等による無期転換者：約1万3千人

2 標本設計について

(1) 抽出方法

事業所調査の調査対象事業所のうち回答のあった事業所を産業（16区分）、事業所規模（5区分）別に層化し、事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している有期契約労働者及び無期転換者を第2次抽出単位とする層化二段抽出を行っている。

(2) 標準誤差、標本数

産業、事業所規模別の各区分において、ある属性を有する労働者の割合を p とおくと、 p の標準誤差は次の算式で計算できるが、これは p を変化させると $p=0.5$ のときに最大となる。その最大となる場合の標準誤差が、有期契約労働者については概ね8.0%以内、無期転換ルールによる無期転換者については概ね9.0%以内、会社独自の制度等による無期転換者については概ね9.0%以内になるように回収率（60%）を考慮して算出した n に基づいた約10000人が標本数。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{1}{N'}\right) p(1-p)}$$

C：標準誤差

M：前述の事業所抽出における母集団事業所数

m：前述の事業所抽出における標本事業所数

N'：事業所調査における労働者数

n：標本労働者数

S：ある属性をもつ労働者の割合の事業所間標準偏差（＝0.3）

p：ある属性を持つ労働者の割合（0.5のときCが最大）

*1 生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く
*2 外国公務を除く